

桂坂学区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所の所在地)

第 1 条 本会は桂坂学区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は桂坂学区内の住民が相互に協力し合い、住民福祉の増進を図るとともに、健康で明るい住みよい町づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、学区内各自治会ならびに各種団体等と協調して次の事業を行う。

(1) 地域福祉の増進に関する諸事業の計画及び広報活動

(2) 本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は桂坂学区の住民をもって構成する。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名	(5) 委員	若干名
(2) 副会長	2名	(6) 会計監査	1名
(3) 会計	1名		
(4) 庶務	若干名		

(選任)

第 6 条 会長、副会長、会計、庶務、会計監査は委員の中から選出し、役員会に於いて承認を得るものとする。

2. 本会は必要に応じて顧問及び相談役を置くことが出来る。

(職務)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は本会に関する会計を担当する。
4. 庶務は本会の庶務事項、並びに本会活動の推進を担当する。
5. 委員は庶務と連携し、本会活動の推進を担当する。
6. 会計監査は本会の会計の監査をする。

(任期及び補充)

第 8 条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は前任者の残留期間とする。
3. 役員はその任期満了後も、後任者の就任する迄はその職務を行う。

(会議)

第 9 条 会議は役員会とする。

2. 会議は会長が招集し、その議長とする。
3. 会議は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところとする。

(役員会)

第 10 条 役員会は次の事項を議決する。但し軽易な事項は会長が専決し、これを役員会に報告する。

- (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
- (2) 運営の監督に関する事項
- (3) その他会長が付議した事項

(会計)

第 11 条 本会の経費は、次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 西京区社会福祉協議会からの助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第 12 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

付 則 この規約は 1991 年 4 月 1 日より実施する。

2. この規約は 1994 年 4 月 1 日より改定実施する。
3. この規約は 2003 年 4 月 1 日より改定実施する。
4. この規約は 2012 年 4 月 1 日より改定実施する。
5. この規約は 2015 年 4 月 6 日より改定実施する。
6. この規約は 2024 年 4 月 1 日より改定実施する。
7. この規約は 2025 年 4 月 1 日より改定実施する。